武石地区　配水池水質管理設備更新工事

特記仕様書

上田市上下水道局

施工条件

1　工程関係

(1)　工期は雨天・休日等を見込み、契約日から令和９年３月２６日までとする。
なお、休日には日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

(2)　工事を施工しない日及び時間帯

ア　工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇（８月13日～16日）、年末年始（12月29日～１月３日）とする。ただし、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。

イ　工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後６時から午前８時までとする。ただし、緊急を要する場合や夜間工事を必要とする場合など、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。

(3)　週休２日工事（発注者指定方式）

☑　対象外工事　　本工事は、週休２日工事の対象工事ではありません。
（現場施工期間が１週間未満の工事に該当するため）

(4)　余裕期間制度（フレックス方式）

☑　対象外工事　　本工事は、フレックス工期の対象工事ではありません。
（週休２日工事の対象ではないため。）

2　施工計画

(1)　建設工事請負契約書に基づき、受注者は、工事の施工に当たり、設計図書の照査を行うこと。なお、疑義等がある場合には、監督員に通知等するものとする。

(2)　施工計画書は、設計図書及び現場条件等を考慮し、現場での工事着手前に作成し提出すること。

(3)　施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出すること。

(4)　工事着手後、直ちに起工測量を実施後、設計値との誤差及び予想出来形を提出すること。

(5)　工事着手前に、必要に応じ工事の通知文の配布や予告看板及び迂回路看板などの設置等により、通行者等への広報を徹底した後、施工すること。

(6)　着工前に、必要に応じ関係機関への届出等をするとともに、近接する他工事関係者、占用工作物管理者及び公共交通機関等と十分協議の上、施工すること。

3　周辺環境保全関係

(1)　工事箇所が水道施設内であるため、衛生管理には十分注意し、油類等の漏れが無いように十分な対策を講じて施工すること。また、工事に伴う騒音・振動・粉塵等にも対策を講じること。なお、夜間施工時の騒音には、特に注意すること。

(2)　建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。

(3)　現場から建設発生土や各種資材等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。なお、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

(4)　住宅近接地域での騒音や振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策について、事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は、発注者と協議の上、速やかに対処すること。

(5)　過積載防止関係

ア　「土木工事現場必携」等で定める過積載防止対策に添って、必ず対策を行うこと。

イ　取引業者から購入する各種材料（生コン・Ａｓ・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。

ウ　工事現場において、過積載車両が確認された場合は､速やかに改善を行うとともに、発注者にその内容を報告すること。

4　安全対策関係

(1)　本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練教育等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により、工事期間中、月当たり半日以上の期間を割り当てて、安全・訓練等の教育または、周知徹底を実施するものとする。

(2)　施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。

(3)　安全､訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し､報告するものとする。

5　労働福祉の改善等について

(1)　労働者の確保を図ること並びに、労働災害の防止、適正な資金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

6　産業廃棄物関係

(1)　産業廃棄物は関係法令に基づき適正に処理し、関係書類を提出すること。

(2)　マニフェストは各種類２台分ずつの写しを提出のこと。
（最初と最後の車両分とし、Ａ＋Ｂ２表・Ｄ＋Ｅ表でＡ４版に縮小コピーする。）

(3)　建設リサイクル法対象工事の場合は、建設リサイクル法に基づき、関係書類を提出すること。

7　コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）の登録について

(1)　受注者は工事請負代金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）を活用し、受注・変更・完成・訂正に工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注は契約後１０日以内（土日・祝日・年末年始を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際は、直ちに監督員に確認を求めること。

なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

8　上田市地元企業優先発注について

(1)　下請業者の市内業者優先選定

受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、上田市内に本店（社）を有する者の中から優先して選定するように努めるものとする。

(2)　市内産品の優先使用

受注者は、建設資材等を調達するにあたり、上田市内の工場等で生産・製造・加工されたもの、または上田市内代理店等を仲介して販売しているものを優先活用するよう努めるものとする。

9　建設発生土について

本工事では建設発生土の処分は想定していない。

１０　保険について

(1)　火災保険等について

受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書の定めるところにより、火災保険、建設工事保

険その他保険に付さなければならない。また、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、現場着手前に監督員に提出する。

(2)　法定外労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提出することとする。

１１　再生資源利用促進

(1)　工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再生資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。

(2)　再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資源により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。

１２　再生資源利用等実施書の提出

(1)　本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所に掲示すること。

また、受注者は、工事の完成後に発注者から請求があったときは、再資源化等報告書に、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を添付し、提出しなければならない。

(2)　提出様式は、原則としてコブリス・プラスを利用して作成すること。これにより難い場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式(Excel)」によることも可能とする。

(3)　対象は「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」による。

１３　処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書・伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

１４　不法無線局及び違法無線局対策について

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（不法アマチュア局、外国製無線機など）及び無線局の違法な運用（アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

１５　熱中症対策について

受注者は、夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症予防対策を講じること。

１６　受注者の希望により実施する内容の確認について

(1)　受注者は請負金額200万円以上の工事（以下、「対象工事」という。）について、受注者の希望により、情報共有システム及び電子納品の実施をすることができるものとする。請負金額が1,500万円以上または希望する場合は、工事請負契約締結後、「情報共有及び電子納品 実施(希望)調書」を監督員へ提出すること。

(2)　情報共有システムの利用にあたっては、「上田市情報共有システム試行要領」に基づき、事前協議として、実施の有無、システムの種類、対象書類、参加者等について監督員と協議・確認を行うこと。

(3)　電子納品の実施にあたっては、長野県が適用する「電子納品に係る実施要領」に準拠することとし、試行的な運用として実施を希望できるものとする。

受注者が電子納品を希望する場合は、対象書類やファイル形式、データバックアップ体制、コンピュータウィルス対策方法等について、工事着手時に監督員と協議することとし、対象書類はＣＤ－Ｒもしくは ＤＶＤ－Ｒに記録して提出すること。

１７　中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

(1)　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

(2)　調達検討資材は監督職員と協議するものとする。
協議にあたり以下の書類を添付すること。
ア　ナフサ由来製品であることが確認できる資料（カタログ、メーカー資料等、メーカー聞き取りでも可）

(3)　調別途調達経費が必要となり設計変更を行う場合とは、以下を想定している。
ア　調達検討資材の代替資材を調達した場合
イ　調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
ウ　調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）

(4)　受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

目　　次

第１章　総　則　　----------　P.1

第２章　機械設備一般仕様
　第１節　共通事項　　----------　P.4
　第２節　工事一般仕様　　----------　P.4

第３章　機械設備工事　　----------　P.5

第４章　電気設備一般仕様
　第１節　共通事項　　----------　P.6
　第２節　機器据付工事一般仕様　　----------　P.6
　第３節　電線管路設備一般仕様　　----------　P.7

第５章　電気設備工事　　----------　P.9

第６章　その他　　----------　P.10

第 1 章　総　　則

1　目的及び施工範囲

本工事は、発注者の監督員の指示及び設計図書に従い、本仕様書の定めにより、武石地区配水池水質管理設備更新工事として、同設備の更新を実施するものである。

また、本工事は同設備の更新に伴い、連携している制御盤、機器類、配管類、伝送装置等、及び既設中央監視装置の機能試験を行うものである。

2　設計書照査及び疑義

工事設計図書の内容について疑義が生じた場合は発注者・受注者で協議し、発注者の指示に従うものとする。工事の施工上必要があれば実施設計図を提出し、発注者の承認を得て変更することができる。

また、受注者は設計書・仕様書に明記されていなくても、法規上・施工上または目的とする機能のために当然必要を認められるものについては、受注者の責任において実施する。

3　法令及び条例等の適用

本工事の施工に際しては、下記の関係法令及び規定に則り施工することとする。

(1)水道法
(2)地方公営企業法
(3)建設業法
(4)電気事業法
(5)電気通信事業法
(6)電気工事士法
(7)労働安全衛生法
(8)建築基準法
(9)消防法
(10)環境基本法
(11)上田市財務規則
(12)上田市上下水道局水道工事標準仕様書
(13)その他関係法令、条例

4　適用規格・基準

本工事の施工に際しては、下記の関係規格及び基準に則り施工することとする。

(1)日本産業規格（ＪＩＳ）
(2)日本水道協会規格（ＪWWA）
(3)日本電機工業会標準規格（ＪＥM）
(4)電気学会規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
(5)電気設備技術基準（経済産業省）
(6)水道工事標準仕様書（日本水道協会）
(7)水道施設設計指針・維持管理指針（日本水道協会）
(8)電気設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(9)電気設備工事施工管理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(10)機械設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(11)電気・機械設備工事共通仕様書（国土交通省監修、公共建築協会）
(12)建築工事共通仕様書（国土交通省監修、公共建築協会）
(13)上田市上下水道局水道工事標準仕様書

(14)建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱
(15)長野県土木工事共通仕様書・長野県土木工事施工管理基準・土木工事現場必携（長野県）
(16)設計変更ガイドライン・工事一時中止に係るガイドライン（長野県）
(17)その他関係規格・基準

5　積算

本設計書は、令和８年度の国土交通省標準歩掛けを基準とし、積算単価は、令和８年９月１日適用である。また、物価の変動による資材費の変更は単品スライド条項を適用する。

機器等の積算については見積単価、及び公表単価を水道独自の選考方法で採用するものである。

また、機器費については国土交通省基準により、桁等購入費は共通仮設費対象外、鋼橋門扉等工場原価は共通仮設費および現場管理費対象外とする。

6　事務手続き

受注者は、本工事の施工にあたり、関係官公庁、その他関係機関等に対し、必要な一切の事務手続きは受注者の責任において速やかに処理し、その旨発注者に報告するものとする。

なお、これに必要な費用は受注者の負担とする。

7　現場代理人、及び主任技術者

受注者は、本工事契約後約一週間以内に主任技術者及び現場代理人を定め、発注者に届けることとする。

現場代理人は工事現場に常駐し、現場管理の一切の事項を処理し、類似工事の実務経験を有するものとする。

主任技術者は技術的専門知識を有し、類似工事の主任技術者としての実務経験を有するものとする。

8　提出図書

受注者は次の工事関係書類を提出すること。

(1)　承諾申請図書

受注者は承認図及び必要書類等を提出し、発注者の承認を受けた後、機器の発注をすること。

(2)　竣工時の提出書類

受注者は工事完了後、「上田市上下水道工事(機械器具設置・電気通信・電気他)工事 関係書類一覧表」「【チェック用】上田市上下水道工事(機械器具設置・電気通信・電気他)工事 関係書類一覧表」を参考とし、必要な竣工書類を提出すること。

9　資材管理検収

本工事に使用する機器は監督員が合格と認めたものを使用すること。

また、機器及び資材は工事検査受け渡しまで受注者の保管管理責任によるものとする。

１０　総合試運転

本工事終了後、受注者は総合試運転を実施し、各機器の機能を十分発揮していると認められるまで調整を行うものとする。

１１　竣工検査及び受け渡し

本工事の検査は発注者が定める規定により行うものとし、中間検査は当該規定に基づき必要に応じて実施する。なお、工事完成時には竣工検査を実施する。

１２　保証期間

本工事における工事目的物の保証期間は竣工検査合格後２か年とする。

保証期間中の受注者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、無償にて補修または新品に交換することとする。

第 2 章　機械設備一般仕様

第 1 節　共通事項

1　規則

本工事に使用する機器は、ＪＩＳ・ＪＥＣ・ＪＥＭ・ＪＷＷＡの各規格に準拠するもので本章の仕様によることとする。

2　単位

単位はすべてメートル法とする。

3　塗装

機器塗装は色見本を提出し承認を得るものとする。また、機器の塗装は原則として工場作業とし、配管は原則として錆止め塗装、下塗り塗装後配管施工を行い、仕上げ塗装を施すこと。
（但し、ライニング管はこの限りではない）

4　周波数

本地域は60Hz地域につき、機器の定格周波数は、60Hz用のものとする。

5　付属品

各機器の付属品は本仕様書に記載されているものを付属するほか、受注者において運転上、及び保守上当然必要と認めるものはすべて付属すること。

また、本仕様書に記載していない部分であって、１年以内に消耗すると思われるものは、１年分を供給しなければならない。

6　荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施し防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講ずるなど堅固に行ない、輸送中には損傷のないよう充分注意すること。

第 2 節　工事一般仕様

1　一般事項

(1)　工事試験及び検査に合格した機器類は現場に持込み、承認済みの配置図等により据付・付帯配管工事を行うものとする。

(2)　本仕様書及び設計図書で細部に関して明らかでない工事がある場合は、協議の上施工するものである。

(3)　工事中は関係法規に従い工事を進め、隣接建物・道路・その他危険及び損傷を生じないよう措置するものとする。尚、工事中に汚染損傷の恐れのある機器類及び既成部分は適当な方法で養生するものとする。

(4)　施工は労働安全衛生規則等に従い工事を行い、全ての作業に事故の発生しないよう必要な対策及び注意を払い、作業を行うものとする。

(5)　工事完了に際しては後片付け及び清掃を行い、発注者の承認を得るものとする。

第 3 章　機械設備工事

1　概要

本工事は、武石地区配水池の水質管理設備の更新であり、施設を運用しながらの更新工事である。

また、本工事は専門技術の知見が求められる工事であり、受注者はその知見を発揮するものとし、発注図書は発注者の意図を伝えるためのもので製作図ではないため、受注者が発注図を基に承認図等によって協議を行うことを前提に、発注者が発注図書と同程度であることを判断選定し、機器や運用に必要なものを加味して承認図を作成して監督員の承認を得ることとする。

2　主要設備機器

(1)　次亜注入機（中央第１配水池）　　1式

3　工事範囲

本工事の工事範囲は次の通りとする。

(1)　上記２に記載の機器の製作据付、既設撤去及び配管工事

(2)　その他上記に伴う諸工事一式

4　機器仕様

(1)　次亜注入機

ア	数量	1式
(ｱ)	形式	液中ポンプユニット
(ｲ)	方式	自動ポンプコントローラ、交互単独運転
(ｳ)	タンク	容量　300L
(ｴ)	ポンプ	2台
(ｵ)	吐出量	最大　6.0mL／min
(ｶ)	出力	モータ　DC24V-30W
(ｷ)	電源	単相AC100-240V
(ｸ)	次亜貯留槽	1基 PVCタンク、容量300L、液中ポンプ２台乗せ、LS座付
(ｹ)	フロート式液面スイッチ	１個 下限、下下限
(ｺ)	配管ユニット	1面 光電センサー、圧力計バルブ配管組込
(ｻ)	その他	付属品、その他必要資材等含む

第 4 章　電気設備一般仕様

第 1 節　共通事項

1　規則

本工事に使用する機器は、ＪＩＳ・ＪＥＣ・ＪＥＭ・ＪＷＷＡの各規格に準拠するもので本章の仕様によることとする。

2　単位

単位はすべてメートル法とする。

3　塗装

塗装は原則として工場作業とし充分なる経験を有する熟練工により施工し、塗り残し・シワ・タレ・気泡等の生じぬよう丁寧に施工すること。

塗装色は特に指定するもの以外は、JEM1135（配電盤・制御機及びその取付け器具の色彩）を標準とする。

尚、工場用計器の塗色は本仕様書に定める他、打合せによる。

4　周波数

本地域は60Hz地域につき、機器の定格周波数は、60Hz用のものとする。

5　付属品

(1)　各機器の付属品は本仕様書に記載されているものを付属するほか、受注者において運転上・保守上当然必要と認められるものはすべて付属とする。

(2)　付属品は長期間の保存に適するように厳重に包装し、付属品リストには内容品の種類及び数量を注記するほか、保管上の注意事項を明記すること。

6　荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施し防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講ずるなど堅固に行ない、輸送中には損傷のないよう充分注意すること。

7　製作中の連絡

納入機器の製作者が複数におよぶ場合には、製作者同士が密接に連絡を取って全体としての調和のとれたものを納入しなければならない。

第 2 節　機器据付工事一般仕様

1　一般事項

(1)　盤類の据付及び機器の組み立てについては熟練した専門技術者を派遣し、電気的・機械的に完全に施工すること。

(2)　機器の搬入・据付の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。

(3)　機器の据付位置は設計図書を参照の上、他の機器との取り合いが完全に行えるように考慮して施工すること。

(4)　機器の基礎ベースの施工は特に入念に行ない、水平垂直に充分留意すること。
据付後機器の性能に支障をきたすことのないように充分注意し施工すること。

(5)　工事完了に際しては後片付け及び清掃を行い、発注者の承認を得るものとする。

第 3 節　電線管路設備一般仕様

1　施工基準

本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令・規定・基準に準拠し、責任を持って施工しなければならない。

なお、本仕様書及び設計図書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の電気設備共通仕様書及び、電気設備工事基準図による。

2　位置の決定

機器の据付位置及び配線経路については、施工図を提出し監督員の指示を受けること。

3　配管工事

(1)　配管は施工場所により、次の電線管を使用する。

ア　一般配管　　金属配線管

イ　地中配管　　波付硬質ポリエチレン可とう管、PEライニング鋼管、硬質ビニル電線管

ウ　機器接続部　ビニル被覆付第二種金属製可とう電線管

(2)　地中電線路の要所には、ケーブル埋設表示を行う。
（コンクリート標柱、ケーブル標識シート等による事）

(3)　予備配管（入線しない配管）には1.2㎜以上のビニル被覆電線を挿入し、行先表示札を付けること。

4　配線工事

(1)　機器仕様に記載する機器の製作、据付工事

ア　据付工事は、予め承認を得た詳細な装置配置図及び据付基礎に基づき工事監督員の指示に従い、試運転完了までの一切の工事を行わなければならない。

イ　据付に当っては予め監督員、関連工事業者と充分な工程打合せを行い、施工順序及び方法等を詳細に打合せ、これに基づき施工すること。

ウ　監督員の指示する重要部分については、その都度検査を受けること。

エ　装置及び機器の据付調整、並びに試運転調整に際しては技術者を派遣し、その指導に当たらせること。

オ　フランジ接合についてはボルトを規定のトルクで確実に締め付けること。

(2) 機器仕様に記載する機器間の電線配線工事

ア 使用材料は下記の規格内とする。

電線類

名　　称	種　　別	規　　格
600V ビニル絶縁電線	IV	JIS C 3307
600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	CV	JIS C 3605
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル	CVV	JIS C 3401
静電遮へい付制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル	CVV-S	JCS 4258
600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線	EM IE	JIS C 3612
600V 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル	EM CE	JIS C 3605
600V トリプレックス形架橋ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル	EM 600V CET	JIS C 3605準拠
制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル	EM CEE	JIS C 3401 JCS 4258
静電遮へい付制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル	EM CEE-S	JCS 4258準拠

電線管類

名　　称	種　別	規　格
耐衝撃性硬質ビニル電線管	HIVE	JIS C 8430
厚鋼電線管 薄鋼電線管	G C	JIS C 8305
ポリエチレンライニング鋼管	PE	JIS C 8380
合成樹脂製可とう電線管	PF、CD	JIS C 8411
金属製可とう電線管		JIS C 8309
波付硬質ポリエチレン管	FEP	JIS C 3653附
その他		JIS規格品 又は同等品

イ　電線管は、各種類別に順序良く整理して配線すること。

ウ　計装用信号ケーブルは動力ケーブルにより誘導障害を受けないようにすること。

エ　電線管、ダクト、ラック類は構造体に堅固に固定すること。

オ　機器への接続は、原則として２種金属製可とう電線管を用いて接続すること。

カ　ケーブルの末端は、原則として圧着端子を用いて接続すること。

キ　電線管、ダクト等の内部には塵埃、水等が侵入しないように施工すること。

ク　接地は、電気的・機械的に完全に連絡し規格値を満足するように施工すること。

第 5 章　電気設備工事

1　概要

本工事は、武石地区配水池の水質管理設備の更新であり、施設を運用しながらの更新工事である。

また、本工事は専門技術の知見が求められる工事であり、受注者はその知見を発揮するものとし、発注図書は発注者の意図を伝えるためのもので製作図ではないため、受注者が発注図を基に承認図等によって協議を行うことを前提に、発注者が発注図書と同程度であることを判断選定し、機器や運用に必要なものを加味して承認図を作成して監督員の承認を得ることとする。

2　主要設備機器

(1)　次亜注入機制御盤（中央第１配水池）　1面
(2)　原水濁度計（上本入第２配水池）　　1台

3　工事範囲

本工事の工事範囲は次の通りとする。

(1)　上記２に記載の機器の製作据付、配管及び配線、撤去工事
(2)　その他上記に伴う諸工事及び試験調整工事

4　機器仕様

(1)　次亜注入機制御盤

ア　数量　1面

(ｱ)　設置条件

a　型式　　屋内鋼板製　壁掛型

(ｲ)　機器仕様

a　方式　　フィードバック制御(残塩+流量)、タッチパネル付
b　機能　　残留塩素濃度　目標値設定
　　自動/手動　切替運転
　　自動交互及び故障時の飛び越し
c　電源　　AC 100V
d　その他　　付属品、その他必要資材　　1式

(2)　原水濁度計

ア　数量　1台

(ｱ)　設置条件

a　測定対象　　上本入第２配水池の原水
b　設置箇所　　屋内

(ｲ)　機器仕様

a　測定方式　　表面散乱光方式
b　測定範囲　　0～2度
c　伝送出力　　DC 4～20mA
d　その他　　自立架台組付け型
　　付属品、接続配管等その他必要資材　　1式

第 6 章　その他

1　注意事項

(1)　受注者は、監督員の指示のもとに細部にわたり良心的かつ高度な技術を持って、設計、製作据付等にあたり、更新切替時において、いささかの支障も生じないようにすること。

(2)　受注者は、本工事着工にあたり関連業者と充分なる事前協議を行い、工事進捗に支障が無いようにすること。

(3)　本工事に使用する機器はＪＩＳ、ＪＥＣ、ＪＥＭ各規格に準拠するもので､所定の試験を施し、効率等に関する周密な検査を行い、規格に適合する事を確認したうえ、出荷するものとする。

(4)　本工事に使用する機器、器具の定格周波数はすべて60Hzとする。

(5)　設備の現場据付、調整に必要な材料及び油等は一切受注業者にて負担するものとする。

(6)　各機器の付属品、及び予備品は本仕様書に明記なくとも運転保守上、必要なものは納入すること。

(7)　本仕様書のうち、各装置に付属する電気容量は参考値として示したものであるから、製作設計の際充分検討して適正な値をとること。

(8)　本項の記述により、受注金額が大きく変更するような指示を監督員が行うことはなく、本記述を怠り、受注者の設計・施工の不具合に起因して当該システム及び浄水場等関連施設の運用に重大な支障をきたす場合は無償で交換、改修を命ずる場合がある。

2　個人情報取扱事項

(1)　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識すること。業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律等を遵守して、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(2)　秘密の保持

受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(3)　使用者への周知

受注者は、その使用する者に対して、在職中及び退職後においても業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(4)　適正な管理

受注者は、業務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(5)　収集の制限

受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときには、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によって収集しなければならない

(6)　使用等の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、または第三者に引き渡してはならない。

(7)　複写の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

(8)　再委託の禁止

受注者は、業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(9)　資料等の返還等

業務を処理するために発注者から貸与され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに発注者に返還、または引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(10)　事故発生時における報告

受注者は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(11)　契約の解除及び損害賠償

発注者は、受注者がこの個人情報取扱事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。